

食鳥処理衛生管理者の配置・変更届（認定小規模食鳥処理業者に限る。）
審査基準

【事務の根拠】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「法」という。）第十二条第六項

食鳥処理業者は、食鳥処理衛生管理者を置いたときは、その日から十五日以内に、都道府県知事に、その食鳥処理衛生管理者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。食鳥処理衛生管理者を変更したときも、同様とする。

【届出事項等】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条第一項

法第十二条第六項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 食鳥処理場の名称及び所在地
- 三 食鳥処理衛生管理者の氏名、住所及び生年月日
- 四 食鳥処理衛生管理者が法第十二条第五項各号のいずれかに該当する旨
- 五 食鳥処理衛生管理者を置いた年月日又は変更した年月日

規則第七条第二項

前項の届出には、食鳥処理衛生管理者が法第十二条第五項各号のいずれかに該当することを証する書面を添えなければならない。

【届出様式】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第七条

法第十二条第六項の規定による届出は、食鳥処理衛生管理者配置・変更届（別記第七号様式）によるものとする。

参考条項

法第十二条第五項

次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者となることができない。

- 一 獣医師
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職

大学の前期課程を修了した者を含む。)

三 都道府県知事の登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者

四 学校教育法第五十七条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に三年以上従事し、かつ、都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了した者

第7号様式(第7条関係)

年 月 日

殿

届出者 住 所
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

食鳥処理衛生管理者 配置 届
変 更

食鳥処理衛生管理者を配置変更したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第6項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

| | | |
|-----------|-----------|---------------|
| 食鳥処理場の名称 | | |
| 食鳥処理場の所在地 | | |
| 食鳥処理衛生管理者 | 氏名及び生年月日 | |
| | 住 所 | |
| | 資 格 | 法第12条第5項第 号該当 |
| | 配置(変更)年月日 | |
| | 変更の場合その理由 | |

添付書類

法第12条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面

(日本産業規格A列4番)